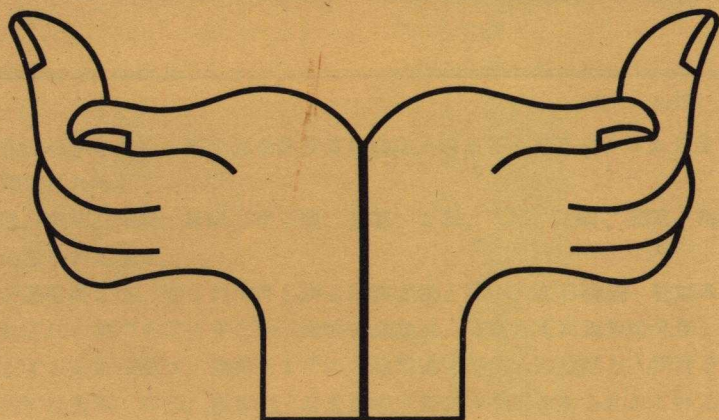


民闘連

ニュース

1977. 10 第25号



特集「第3回民闘連全国交流集会報告集」(1)

目次

■第三回民闘連全国交流集会		
在日韓国・朝鮮人の民族主体と日本人の共闘について		1
■開会の挨拶	洪永其	4
■基調報告		5
■パネルディスカッション		
在日韓国・朝鮮人の民族主体と日本人の共闘について		9
■ミニ情報		17
■連続セミナー 在日韓国・朝鮮人の民族教育の歴史と現実		
大阪における民族学級の実践	杉谷依子	19
■資料案内		23
■編集後記		25

発行

民族差別と闘う連絡協議会

— 第三回民闘連全国交流集会 —

在日韓国・朝鮮人の民族主体性 と日本人の共闘について

昨年にひきつづきもたれた第3回全国交流集会は、さる10月8日～10日までの3日間、尼崎において開催された。

会集会には、東京、川崎、静岡、名古屋、京都、大阪、八尾、尼崎、西宮、福岡から42団体、約120名の参加があった。

日立闘争を基盤にして、生まれたあらゆる民族差別と闘い、在日韓国・朝鮮人と日本人が共闘する中でそれぞれの解放を目ざすという民闘連運動は、質量ともに着実に発展している。しかし入管を中心とする差別機構は、執拗なまでに在日韓国・朝鮮人の生活と人間性を破壊し、このことは、具体的には貧困、非行、低学力、自民族の否定という形であらわれている。また、坂中論文に見られるように、政府入管側の先取り政策による在日韓国・朝鮮人の管理・支配は形を変えて強化されるようとしている。

このような中で今回の交流集会はもたれた。圧倒的な支配権力の前に、ともすれば無力感にとられそうになる1個人、1グループが全国から集った仲間と活動を交流し意見を交換し合うなかで、自己の闘いの意義を再確認し、強められていった。ある者は自己の闘いを全体状況の中で位置付け、ある者は孤独を克服し差別と闘う中で主体性の回復への歩みを決意していった。

■全体集会（8日）

全体集会は、金義晴（尼崎・在日同胞の入権を守る会）氏の司会によって進められた。

会のはじめに、兵庫民闘連の代表である洪永其（ホン・ヨンギ）在日大韓基督教武庫川教会牧師の挨拶があった。洪牧師はこの中で、全国から集った仲間とその労をねぎらうとともに、より一層民族差別との闘いを推進して欲しいと訴えた。

続いて仲原良二（兵庫民闘連）氏が、今集会実行委員会を代表して基調報告を読み上げた。この基調報告は昨年までの全国の民闘連

運動の総括であり、その中から出てきた問題提起であった。

各地からの参加者の紹介があった後、初めてのところみとして、パネルディスカッションが行われた。これは、民族差別と闘う中で在日韓国・朝鮮人と日本人がどう主体性を確立していくのか、行政の先取り的政策にどう対応していくのか等の問題を在留権、教育権、生活権の闘いの中から問題提起されたものであった。

全体集会が終わった後、参加者は一年ぶりに再会した全国の仲間と親睦を深めるため、楽

しく酒を汲み交わした。

参加者 韓国・朝鮮人 37名
日本人 68名

■分科会（9日）

分科会は、昨日の全体集会と同じ尼崎市労働福祉会館でもたれた。

「法的地位及び処遇」分科会は、従来の法的地位分科会と行政闘争分科会とを統合したものであった。この分科会は、川崎、静岡、名古屋、尼崎から行政闘争の取り組みの報告をもとにして話がすすめられた。この中で論議の中心となったのは、当事者のいない日本人だけの運動と、日本人のいない当事者だけの運動のありようであった。坂中論文にあらわれている在日韓国・朝鮮人を管理しやすくする（帰化させる）ために行政差別、就職差別をなくすようにすべきだという一部入管当局の考え方を重大な我々への挑戦とみなし、行政闘争は、当事者の主体性構築と切り離せないものだと確認しあった。

教育分科会は、今回も「地域における民族教育」と「公教育におけるとりくみ」の二つに分けられて討論された。

「地域における民族教育」の場では、川崎、尼崎、八尾でとりくまれている地域実践の報告をもとに討論されていった。この分科会では、在日韓国・朝鮮人が主体性を持ち、自らの手で自の運命を切り開ける人間となるために重要な問題であるだけに、本名問題、差別がもたらす人間破壊の問題、教材の問題、行政との交渉の問題等、多くのテーマで話し合われた。

「公教育におけるとりくみ」の場では、日本の公教育の場で、教育労働者によってとり組まれている実践を基に話し合われた。ここでは、地方によってとりくみの歴史、その内容等の差があったが、本名問題や日本人の子供をどうするのか、教育行政の体質等の問題について話し合われた。

また、今回初めての試みとして、「職場労働と民族差別」の分科会が設定された。この分科会では、企業の民族差別体質にとどまら

ず、日本の労働運動においても在日韓国・朝鮮人の問題が見えていないこと、在日韓国・朝鮮人のほとんどが家内工業、サービス業等の日本経済の二重構造の底辺におかれているということについて議論が交わされた。この中で、在日韓国・朝鮮人の労働実態を把握する必要性が強調された。

■交流会（9日夜）

在日韓国・朝鮮人交流会には38名が集まり、民族主体の内実、新しい民族運動を目ざす者としての論理の構築、そのための各地の交流をどうするのかという問題を中心に論議された。時に、川崎、尼崎、八尾、大阪の同胞グループの連帯強化について話し合われた。

日本人交流会は40名が集り、各地で共闘している在日韓国・朝鮮人との関係、日本人の差別意識をどう変革するのかについて話し合われた。

■総合討論（10日）

総合討論は、裴重度（ベ・ジュンド＝在日韓国人問題研究所）、中村大蔵（兵庫民闘連）両氏の司会で、2日間の話し合いをもとに民闘連運動のあり方について討議した。しかし、話の中心は在日韓国・朝鮮人にとっての民闘連運動の意義についてであったため、発言者のほとんどが在日韓国・朝鮮人だった。その中で、ある在日韓国人青年が、自己の生いたちを語る中で民闘連運動との関わりによって、自分を受け入れる場を発見したと語った。その言葉の中に民闘連運動の意義が象徴されていた。

集会は最後に朴鐘碩（パク・チョンソク）君の連帯の挨拶があり、兵庫民闘連の仲原良二氏の閉会の挨拶をもって3日間にわたった集会がしめくくられた。



第三回民闘連全国交流集会

尼崎市
労働福祉会館



開会の挨拶

兵庫民闘連代表

洪 永 其
(ホン・ヨン ギ)

雨の中にも拘らず、全国各地から集って下さり感謝いたします。

今、テレビで「ルーツ」をやっているのを皆さんは御存知だと思いますが、私も興味深く見ております。日本人の中には、アメリカの白人による黒人の差別が激しいとか、アメリカ帝国主義云々と非難する人がいます。この映画を見ると「白人は本当にひどいな」という言葉が自然に出てくると思います。しかし、私は自分の目で見、体験したことがあるので、30数年前まで日本と韓国の間で形式こそ違え同じことがあったので、そのことが想い越されて、涙なしには見られなかったのであります。

「ルーツ」に見る黒人たちは、まるで野良犬のように強制連行され、奴隷として売買されました。時が経った今日、その模様を見てみると、われわれはドラマとして見てしまいます。しかし同じことが日本人と韓国人の間でおこっていたのです。奴隷として売買こそされませんでした、強制連行、強制労働の内容は「ルーツ」と全く同じであります。

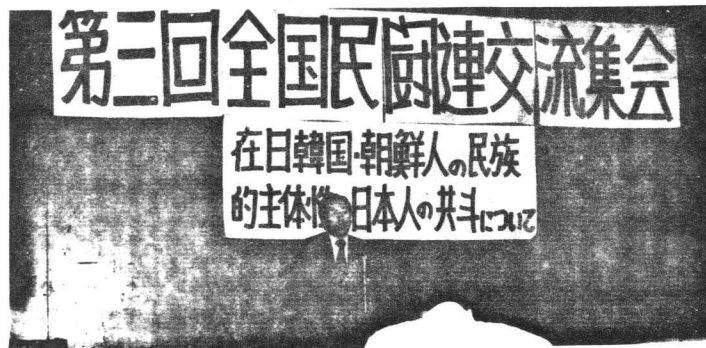
そして、日帝支配36年が過ぎ、韓国が解放されて以後今日に至るまで、いまだお国籍の違いを理由に差別が続けられています。日帝支配36年を体験した者として、今日の差別状況の中で生きていく苦痛というものは言葉に表わしようがありません。そういう意味において、皆さんが全国から集って下さったということは力強い限りであります。

尼崎は私たちの運動によって児童手当等の差別は撤廃されました。又、宝塚、伊丹、西宮、芦屋等の市にも私たちの要求を認めさせました。しかし、まだ差別は続けられています。こういうことを考える時、「ルーツ」が単にアメリカでのこととしてとらえるのではなく、日本でもあったということが日本人に知ってもらえればいいと思うばかりです。

幸いに、尼崎での運動は若い人たちの努力によって、単なる制度上の差別にとどまらず意識の問題にも関わっていくという方向にその質を高めることが出来ました。このことは、全国の皆さんが共有して下さればと思います。

どうかこの三日間、いろんな面において互いに語り合い、諸先生を通して学び、いろんなディスカッションを通して皆さんが十分な教訓と戦略・戦術を得られ、それぞれの地で十分な働きをなされるよう願います。そして必ずや差別はこの時代に於いて撤廃されなければならないと訴えてもらいたいものであります。

これをもって私の挨拶と換えさせていただきます。



第三回民闘連全国交流集会

基 調 報 告

在日韓国・朝鮮人に対する民族差別は具体的な生活を通してあらわれるのであって、それとの闘いのなかで、どう民族的主体を確立しうなのか、また日本人は闘い場で何ができるのかを問うこと。

こうした闘いをそれぞれ地域、学校、職場につくり出していき、その運動を支え、交流しあうということで民闘連が結成されたのである。それ以来4年にわたる各地のさまざまな運動がすすめられているが、それを総括し、闘いに参加する者にどう全体化して、今後の運動の発展につなげるのか、そしてまた、民闘連運動の原則や方向をどう確立していくのか、ここに交流集会の意義と目的がある。

1. 第2回交流集会の成果と残された課題 (成果)

①民族差別と闘い問題意識をもった広範な層の結集がみられ、討議がかなり具体的に深められたこと。

②集会を契機に地元、桜本中教師や「子どもを見守るオモニの会」の参加があり、地域での活動の広がりをみせたこと

③地域教育においては、討論しあえる実践団体(川崎、八尾、大阪、尼崎など)の参加がふえ、共通点や相違点などがほぼ明らかにされたこと

④公教育では、関東の多くの学校教師の参加があり、在日韓国・朝鮮人児童生徒にかかわる教師側の問題意識のあり方をめぐって、具体的な討論となったこと

⑤入管においては、「不法入国者」支援のレポートは、実際の場面での入管権力の先どりの実態、当事者と支援との関係のむづかしさが具体的にうきぼりにされたこと等

今後の闘いの参考となったこと

②「地域運動」とは、たんに地域に在日韓国・朝鮮人が多く居住しているところでの運動といった意味だけではなく、むしろ生活に密着した運動を地域の広範な人々の結集によってすすめようとする運動側の姿勢として打ち出さしめたものであり、その面での意義は大きかったといえる。

(残された課題)

①生活に密着した運動を地域の広範な人々の結集によってすすめようとするとりくみは、運動の主体的力量もあって十分な成果は得られていない。

また、民闘連運動にとって地域運動は重要な環であり、ひきつづきその内容を明らかにすべきである。

地域教育と公教育との両者の関連で不十分があり、在日韓国・朝鮮人の参加が少ない地域での運動をどう発展させるべきかなど、今後追求されるべきものである。

②民族的主体性確立とか、同化が悪であるなど自明の前提として討論されながら、その内実が具体的に何であるのか、実際運動してみると、まだまだあいまいであり、不十分であることが、あらためて再認識されたこと。主体性の内実をもう一度とらえ返すことからはじめなければならないのではないか。

③共闘のあり方についていえば、集会形式として、在日韓国・朝鮮人と日本人の分散会としてもたれたが、何がどのような問題として討議され、深められたかが全体化され得なかったこと。

④また、実際地域教育の場で韓国・朝鮮人教師が日本人の子どもを、また日本人教師が韓国・朝鮮人の子どもと相対していることであり、共闘のあり方が問われているのである。双方の解放に向けた運動とあり方が深められるべきであったこと。

⑤民闘連をたんなる連絡会から運動体としての方針なり組織原則を明確にすべきだとの意見が出されたが、実質的には全体的な討議にならず、もちこしとなったこと。

⑥基調提起と分科会討論とのかみ合いは不充

分であり、また初めての参加者にとっても、全体的な視野、討論内容の水準などがとらえにくかったこと。

また、その他もっと理論化すべき点、たとえば公教育における同化教育が具体的になぜ人間疎外となるのかなど、残された課題が多くあった。

2. 第3回交流集会の基調

①交流集会の主題(テーマ)

——在日韓国・朝鮮人の民族的主体性と

日本人の共闘のあり方を追求する——

第2回交流集会の反省の上に立って、在日韓国・朝鮮人の民族的主体性をどう確立していくのか、この闘いは、いわば戦後30年の総括でもあり、その内実が運動をすすめるなかであらためて不充分であることが明らかになったことであり、この点から出発して、今日の情勢つまり、分断をめぐる本国情勢と複雑化する在日朝鮮人社会にあって、韓国・朝鮮人自身がどのような歴史観と民族観をもち自らの主体性をいかにつくりあげていくのか。そのありよう、イメージを充分討論しあえる場を保障しながら深めていく必要がある。

また、それに呼応する日本人側の運動を、たんに共闘という問題としてしか出し得ない現状を克服して、どう闘い主体性を確立していくのか。この観点を集会の基調テーマとしたい。

②交流集会の討論のあり方

①前集会の総括をふまえ、上記テーマと結びあいながら、われわれの運動にむしろ何が弱点であり、それはなぜか、また民闘連運動とどう関連するのか、などを率直に出しあうことによって、実践課題への交流、深化をめざしたい。

②共通認識を広く共有する討論集会としたい。

地域の状況と運動の進展ぐあいによって、さまざまな形としての問題提起をされても、それが全体としてどれだけ共通認識しあえるのが明かでないと、自らの実践の位置と展望がもち得ないであろう。

やれるところだけの実践論が先行して、他はついていけないという集会では意義もろすいし、また在日韓国・朝鮮人との共闘が成立しにくい地域の闘いをどう全体のなかで位置づけるのかなども大切なことである。

したがって、本集会は参加者全体が、何が問題であり、どのような方向で討論、実践しなければならないかを全体的に把握できるような集会としたい。

3. 分科会設定の理由

今回は「法的地位および処遇」「教育」「職場労働と民族差別」の3分科会とした。

①「法的地位および処遇」の分科会

去年は「入管」分科会であった。入管問題については在日韓国・朝鮮人の在留に関する基本的な抑圧の根幹をなしているが、今回は、実践のなかから問題をたてることとし、行政闘争などで運動する上で何がかべであり、闘いの主体をどう形成していくのかなどを討論するなかで、広く現実生活に結びついた在留、福祉などの問題をとりあげるということでこの分科会を設定した。

②「教育分科会」について

民族的主体性の獲得は、その基本が「教育」に負うところが大きいことは勿論であるが、前回の総括でも出されたように、「朝鮮人としてこう生きるべきだ」といっても、やはり、その生き方を支える家庭、学校、地域の全体的な生活を通した闘いがなければむづかしい。こういったことをふまえて、なぜ子供とかかわるのか、地域と公教育の関連を運動としてどうつくり出していくのか、また一方、公教育における同化との闘いや、日本人の差別意識の克服など、実践的に明らかにしていく必要がある。

今回も昨年にひきつづき「地域教育」と「公教育」の二つの分科会にわけることとした。

③「職場労働と民族差別」分科会について

生活するとは、その大半がいずれかの職場で労働しているのであって、在日韓国・朝鮮人がどんな就職差別を受けており、また就労

はどんな実態であるのかをまず把握する必要がある。しかし、実際われわれの運動は、この面でのとりくみはほとんどなされていない。

就職差別により、そのほとんどが下請、中小企業に就労させられると同時に朝鮮人だけの家内工業、サービス業等、いわゆる日本経済の二重構造の底辺部に位置づけられている。従って、その大部分が劣悪な労働条件を強いられており、また、未組織労働者として、日本の企業内本工労働組合からは除外され、労働問題としても「問題化」されずに放置されている。そして現実には多くの問題がおきているにもかかわらず、それを問題化しうる組織も運動もほとんど成立していない現状である。

とくに日本人労働者の側からは、在日韓国・朝鮮人との同一職場であるとか、また表面だった就職差別でもない限りみえてこないし、あっても「無関心」という排外差別の域を出さないのである。

今回、職場労働にとって民族差別をとりあげるにあたっては、できるだけ実態に即しながら日本人労働者が民族差別と闘うのかを明らかにすることを軸にすえて、在日韓国・朝鮮人労働者の就労における同化との闘いを含めた、労働者の運動のあり方をさぐってみたい。

4. 分科会討論の方向性

(1) 「法的地位および処遇」分科会での討論の柱

各地の行政闘争の運動の経過と反省のうえに立って、

①行政闘争を通じて在日韓国・朝鮮人の差別の実態にせまる。

②行政闘争を通じて日本社会の差別意識にせまる。

③行政闘争を担う日本人側主体の闘いの中身の点検

行政闘争を担う在日韓国・朝鮮人主体の闘いの中身点検

④行政闘争を通して在日韓国・朝鮮人と日本

人の共闘はどのような内容をもっており、お互いを変えたところ、変えられなかったところ。

⑤行政闘争は、在日韓国・朝鮮人への差別撤廃の闘いの中でどのように位置付けられるのか。

⑥民族差別の撤廃が在日韓国・朝鮮人と日本人の解放にどう繋がっているのか。

⑦以上のような視点より、在日韓国・朝鮮人の「民族差別」の実態に肉迫した上で出来るだけ“在日朝鮮人”の将来を考察してみたい。

(2) 教育分科会の討論の柱

①＜地域教育分科会＞

抽象的かつ単なる実践報告の発表の場といった、いままでの分科会のあり方を反省し、子どもの問題を中心とした具体的な問題、地域における教育実践をすすめる上での困難性を出しきるなかで、各実践グループの運動を点検、議論するといった内容をもたせる。また、各グループが達成しえなかった問題と抱えている問題を出し合う“やれなかった”式の反省と総括をふまえた上で実践を深める方向性を持った分科会としたい。

各地における様々な制約（人、金、建物など）の中で、日々子ども会活動はすすめられている。指導員個人個人にとって子どもたちに関わる日本人、朝鮮人指導員は自らの生き方の中で現実をいかにすればいいのか、子どもの抱えもつ具体的な問題から考え、以上の点を可能な限り実情に即してふまえつつ子ども会活動を「民闘連運動」として見た場合どのように位置づけられるのかを議論してみたい。

②＜公教育分科会＞

④報告者の在日韓国・朝鮮人児童生徒へのとり組みに至る軌跡を参考にしながら、公教育におけるそれら児童、生徒のおかれている位置と状況の認識。

(1)何故在日韓国・朝鮮人児童生徒の存在を見きわめることが出来ないのか。

(2)在日韓国・朝鮮人児童生徒の低学力・非

行化と生活背景

(ハ)在日韓国・朝鮮人児童生徒の抱え持つ問題を通し、何を感じ何が見えて来たのか。

(ニ)日本人の児童生徒との関係において何が問題であり、どのような点が克服されなければならないのか。

(ホ)他に何が考えられるか。

⑫在日韓国・朝鮮人児童生徒に対する取り組みの困難性の要因となっているものは何か。

(イ)在日韓国・朝鮮人児童生徒へのアプローチの方法

(ロ)教師の意識と職場における対応

(ハ)教組、学校当局などとの関係

(ニ)教材の不足と教育方法の欠如

(ホ)他に何が考えられるか

⑬在日韓国・朝鮮人児童生徒の民族主体の確立にむけ、日本人教師として出来る範囲は。

(イ)民族主体は何故必要なのか

(ロ)同化とは何か

(ハ)同化、民族差別がもたらす人間性の破壊とは、具体的にどのようなものなのか

(ニ)在日韓国・朝鮮人児童生徒に対する教育において必要不可欠なものは何か

(ホ)他に何が考えられるか

(3)職場労働と民族差別

日立闘争勝利後、一つは関西における公務員労働者の採用、さらには今回の電々公社の門戸開放などにみられるように、在日韓国・朝鮮人に対する差別撤廃の闘いが進められている。だが、多くの在日韓国・朝鮮人は依然として劣悪な労働条件を強いられているのが現状である。

このようななかであって、とりわけ日本人労働者の民族差別に対する闘いは大きく立ちおくれしており、まさに本工主義労働運動をどう克服していくのが問われている。

そこで今回、次のような柱でもって討議したい。

①なぜ日本人の労働者が民族差別と闘うのか。

②在日韓国・朝鮮人の就職差別、就労実態を構造的に明らかにしていく。

③在日韓国・朝鮮人の就労における同化との闘いと、それに呼応する日本人労働者の闘いをどう進めるか

■親の生きて来た道を誇りに思う子にする

親の生きて来た道を理解して愛情を持って見守る子供にしたいと思う。それは本名を名乗ることだと思う。

自分をさらしてのびのびと生きるという子を育てるのが教師であると思う。

朴君の裁判が勝った事を聞いて「生きていてよかった」という子がいた。日本社会の価値観の中でいい学校、いい職業というものに絶望していた子が朴君の裁判勝利を知って、

闘っていけばなんとかなるんだと言った。しかし、朴君の裁判の本質は、もっと違うところにあるように思う。朴君は、親の生きてきた道の否定につながるような日立の入り方ではなかったと私は理解しています。朴君は、パク・チョンソクで日立に入り、そして川崎に越してきて何をやっているのか、その子供がもっと勉強を深くする中にこそ、教師の本当の意味での発達保障を援助する意味があると思う。(関東民闘連第4回セミナー 77.2.6.)

在日韓国・朝鮮人の民族主体性 と日本人の共闘について

パネラー 李 仁夏（関東民闘連）

朴 炳閔（兵庫民闘連）

佐藤勝巳（関東民闘連）

司 会 梁 泰昊（兵庫民闘連）

司：今回のテーマが「在日韓国・朝鮮人の民族主体性日本人の共闘について」だが、言葉でよく使われる民族主体性とは一体何なのか、何故共闘しなければならないのかという問題に、まだすっきりした答が出ていない。まず手がかりとして、民闘連運動が何故起ってきたか、その必然性について述べて欲しい。

佐：朴君が日立に受験、合格し、日立が国籍を理由に採用拒否をした。そこで朴君は怒り、裁判に訴えた。このことは象徴的なことと思う。本国で生れた一世も数限りなく就職差別を受けたが、裁判を起すという発想は持たなかった。裁判所に幻想を持たなかったし、事実裁判所も在日韓国・朝鮮人に対する就職差別をまともにとりあげることはなかった。ここに朴君（二世）と一世との質的な日本社会の見方の違いがあったと思う。端的に言えば、朴君は日本の裁判所に幻想を持ったから提訴した。何故彼が幻想を持ったかと言えば、やはり日本の学校で学んで、日本の「民主」教育を受けたことの影響は無視できないと思う。

朴君が裁判をするにあたって、「日本人になりたいのか」「同化につながる」という批判を受けた。それから数年経った今日の状況を見てみると信じられない変化が起っている。民団では行政差別撤廃闘争を組織の重要な柱として全国的にやっている。総連でも在日朝鮮人の権益は守られなければならないとしている。

二世三世の75%は日本の学校に通っている。朴君のように自分の名前を本名で読めない人は75%いることになる。在日韓国・朝鮮人や民族団体にとって朴君のような青年をどう自己回復させるかという問題があった。しかし彼を批判するだけであったということは重大な問題である。

もう一つ、韓国問題、朝鮮問題を関わった日本人の対応のあり方だ。それまでの日本人の運動は、総連が民団の言葉どおり動くだけで、日本人にとって重要だから誰が何と言おうとやるというのはほとんどなかった。今までの総連、民団の運動は統一運動で、そのイニシアティブをどうやって握るかというものであった。日本人はそういう民族団体の方針に没主体的に対応してきた。在日韓国・朝鮮人の権益は擁護されなければならないとスローガンで言っても実践的に担った日本人の運動はなかった。日本人の主体が欠落したところで容易に民族団体と言葉の一致を計って連帯を言ってきた。

朴君に関わった日本人は極めて主体的であった。垂紀書房の「民族差別」という本を読めばこの運動に関わった日本人が運動の過程でどのように変革されたかがわかる。運動に日本人が主体的に関わったから韓国問題や朝鮮人問題がわかると思って欲しくない。主体的に関わることからの出発、それが70年の



朴君の闘争にあった。そういう位置付けをしている。

李：戦後34年間民族団体はそれなりに様々な活動をやってきたが、一言でいえば、それは本国指向型あるいは本国によって指導される形をとってきたと思う。それと対象的に二世三世の新しい世代の中から自分の住んでいる在日に即して人間としての生き方を問いかけていったというのが日立闘争だ。これらの青年に対して、たとえ意図がよくても結果として同化の道をたどるのではないかという批判が同胞の中から起った。にも拘らず、今日明らかになっていることは、朴君をはじめ多くの同胞青年は運動の関わりの中で主体を問いはじめ、典型的な例としては新井という名前を止揚してバクと名のるようになっていった。そういう生き方が日本の社会で共感を生んだだけでなく、この運動が在日に即していたにも拘らず、むしろ民族の精神を逆に本国に呼びかける、本国の人々を運動にさそいこむという主体的な運動に展開した。このことをまずきちっと受けとめたい。言い換れば、同化に向うといわれた運動の中から、本国にいがが日本に居住しようが民族の痛みを自分の痛みとして受けとめられる人間に成長していったということだ。

民族的主体とは一体何か。このことをここ数年の川崎の実践の中で私が受けとめたこと

の中から述べてみたい。

私たちは、民族の言葉、伝統、歴史、その他様々な民族的資質を受けとめていく中で主体は構成されると考え、保育園でも自分の本名を名のり、少しでも言葉に慣れさせていった。そういう民族的資質を受けとめることによって同化政策の流れの中で自分の民族を負のイメージとして受けとめたものを乗り越えようとした。ところが最近、果してそれで主体的な人間として形成されるのかという疑問があらゆる形で提起されてきた。例をあげると、今年の4月、保育園に子供を入れる為にやってきた母親と園の方針を話していくうちに、その人が同胞であることがわかった。そして韓国語も理解できる。その若い(23才)母親はどうしても子供を日本名で入れたいと言う。彼女は夫婦とも高校まで民族教育を受け民族的資質を持っていながら、尙意識としては子供を日本名で日本の学校で教育するしかないと思っている。少なからずショックを受けた。勿論、民族学校の内容が問われなければならないが、日本で我々が民族的主体を構築するということは一体何なのかということが根元にさかのぼって問われねばならないということがわかった。日本社会が与えた自分の民族に対するイメージが、日本の状況の中でただ民族的資質を与えていくだけでは決して克服されないということがわかった。勿論、民族学校が民族的な文化・伝統を受け継ぐことがいけないと言うのではない。そういうことの前に、人間はどういうところに立たねばならないかという問題があるということだ。

そこで我々にとって民族的主体を構築する手だてになる教育はどういうところに焦点をあててやらねばならないかという問いかけをしたい。教育とは人間形成であると言われていた。人間が人間になるということとはつきつめると、生きる権利を自覚的に受けとめると同時に生きる責任を自覚的に受けとめていくということだ。このことを在日同胞に即して言った場合、人間が人間として育っていくという、その根っここのところがどこかダメになっている。ダメになっている人間のところに

知識を伝達したり、伝統や歴史を伝達したところで、自分のものになりっこない。在日同胞が人間として生きていこうとする時、日本の中にそれを阻害する要因があまりにも大きい。だからそういうものをのりこえていくためには、自己を他人によって規定されていくという生き方ではなく、自分が責任をもって自分自身を受けとめていけるという主体に向っていくための闘いが具体的に起らなければ、そういう人間は形成されない。自分を抑圧し不条理の中にまき込んでいく力に気づいて、それと闘っていける人間を形成していくことが、民族的主体・人間としての主体を構築していくことにもなると思う。その典型的な例が、日立闘争を担った同胞青年がその闘いの中で自分を押しつぶそうという不条理に目ざめ、その不条理と闘いながら、そこで自分をもう一度形成しなおすという人間的な目ざめの運動が起ったことにある。ブラジルのパウロ・フレーリーという教育学者はこういう過程を「意識化」と表現している。

意識化を経ないで、日本社会の中で民族的な資質を与えるだけでは実らないことを我々は気づいている。このことは日本の学校の先生も気づいていると思う。自分が人間として生きるという目ぎめのない者に算数やその他の教科を教えてもそれは実りっこない。

こういうことを考えながら、地域の中で一つの新しい人間的な目ざめを呼びおこして、民族的主体を形成する運動に関わりながら、具体的にどういうものが生まれるのかということで、様々な模索をしているというのが川崎における闘いの段階だと思う。

司：在日韓国・朝鮮人は現実には日本社会で生き、日本人と日々直面して生活している、場合によっては行政にくみこまれている。そういう中で行政闘争は単なる物とりではないと強く言われてきた。現実の日本社会との関わりの中で、在日同胞のあり方について朴先生はどう考えていますか。

朴：私が行政闘争と関わりあうきっかけと朴君が裁判を起した動機は全く同じだ。私が建売住宅をやりながら、日々経験することは、



大学生の下宿の相談であり、就職のことであり、結婚しての住宅のことだ。私の弟は3人子供がいるが、児童手当はもらえない。隣の日本人はもらっている。ただそのことだけでこの運動に関わった。市営住宅の問題にしても、実は妹が結婚するので、安い市営住宅に入ればいいなと日頃思っていたところへ運動が起ったので関わった。

私の父は68才で、いつも国に帰えることばかり考えている。私たちの一世代ちは、帰えりたい帰えれないという心情で生活を営んでいる。しかし我々の年配になってくると、そうじゃなくて、ここで生活したいが生活できないという心情だと思う。つまり世代の交代とともに意識の変化が顕著になっている。

そういうことから、行政闘争は当初は単純な生活権闘争としてスタートした。それ故に、冒頭二人の先生から指摘があったように、結局在日の為の権益運動というのは同化につながるのではないかという批判があった。しかし、私がこの運動を通して感じたことは、朴君が裁判の勝利を得て言った言葉で「何も裁判に勝ったとは思っていない。韓国人として目ざめたことが自分の勝利だ」というのがあったが、行政闘争も権益運動、生活権闘争から、在日韓国・朝鮮人であるが故に差別されている、民族差別だという意識が運動の中から一般化されたということは、その批判は当たらないということだ。

それから、当初ビンハネの思想があった。これは不確定なデータだが、在日同胞が納めている税額は約1500億円ぐらいだと言われている。日本人の場合は税額の約3分の1が見返り給付されている。ところが在日同胞の場合児童手当、生活保護ぐらいで50億にもならない。あと450億がビンハネされているという思想だ。ところが最近、そういうところからさらに、行政差別の問題はいきつくところ、行政の差別意識の問題、日本全体の在日韓国・朝鮮人に対する差別意識の問題であると我々の行政闘争の中からクローズアップされてきた。御存知のように、最近尼崎市では「市報あまがさき」で民族差別をなくするというシリーズが出ている。これは何も市自らが在日韓国・朝鮮人の差別をなくすためにしたのではない。我々が行政闘争の中から要求して勝ち得たものである。実は児童手当がもらえないのは、何も国の法律の中に国籍条項があるからというのではなく、国籍条項を生み出した日本人の差別意識が問題である。このことに行政は日本人側の責任として取りくめ、我々は我々で当然差別されない民族的主体性を構築するということで連載させている。

もう一つ我々の側の問題として、最近論議を交わしていることだが、ものとり・ビンハネの思想をのりこえて、我々の民族的主体性を構築するという問題にぶつかっている。我

々は民族的主体性を作っているが、具体的に実効のある内実のともなう運動を行政闘争のからみあいの中で、どういう運動がくめるのかということが暗中模索されている。

もう一つ付け加えますと、ある民族グループの中から、行政闘争が飛躍して選挙権の問題をとりあげているところもあるが、それは同胞の側で論議的的になっているということで、まだ運動にもなっていないし、コンセンサスも得られてないし、行政闘争としてはやや問題のあるものと思う。

民族的主体性を構築するという問題ですが、先程、日本人側から没主体的な関わりがあったという指摘があったが、それはストレートに我々の側にも言えることだと思う。それが今回のテーマにもつながると思うが、仮りに言葉の上では主体的な関わり合いをしていると言っても、実際の運動ではそうじゃなかったところがあると思う。

司：民族差別と闘うことが同化につながるという批判がある一方で、非常に多くの実利的な感覚として、同化しても別にかまわないというような発想が同胞にないとはいえない。そして、それを導き出す日本政府の政策というものもあると思う。このような中で、民族的な自覚、意識というものを持ちつづけながら生きていくということについて、どのような展望が持ちえるのかということが問われなければならない。

佐：最近の新しい動きとして、私が非常に注目している論文が二つある。一つは「外人登録」6月号に法務省の参事官室にいる坂中事務官の書いた在日朝鮮人の処遇という論文です。この論文は在日朝鮮人の現在と将来に関し研究されている入管局のだいたいの考えと見ていいと思う。この中で坂中氏は在日朝鮮人を三つのカテゴリーにわけ、①朝鮮人として生きつづける②帰化をする③帰国する、としている。第1のカテゴリーに関しては、在日朝鮮人として日本で生きつづけるということである以上、退去強制の問題は国家主権に関わることだから、絶対に留保できない。しかも日本人の在日朝鮮人に対する認識からし



て、長期にわたって外国籍のまま日本に数十万、百万も存在しつづけることは好ましくない。第2の帰化については、当事者の間になんり抵抗があるとして、さらに、「すすんで日本国籍を選択したいという気持が在日朝鮮人の間に自然にもり上ってくるような社会環境作りにつとめることである。この意味で何よりも必要なことは、教育の機会と職業選択の自由とを広く在日朝鮮人に認めることであり、この『開かれた日本社会』の実現をめざし、日本政府が率先して在日朝鮮人に公務員及び公共企業体職員への門戸を開放し、国民世論を喚起し企業等の理解と協力を求めることであろう。そうすることによって、在日朝鮮人が日本に帰化をしていく積極的肯定的コンセンサスを作り出すことだ」と言っている。第3のカテゴリーについては、本人達が帰国すると言うのだから民族教育というのは認めるべきであろう。という内容のことを書いている。

もう一つは、今年5月、民団民央が出した「何が問題なのか」という差別白書第一集だ。この中には在留権のことは全くふれていないのでよくわからないが、社会保障、社会福祉の面を日本人と同じように扱うべきだと主張している。その限りでは坂中氏の主張とほとんど変わらない。公務員や公共企業体の門戸も開放しろと言っているから、ほとんど変わらない。ただ、坂中氏はそうすることが帰化のコンセンサスを作ることだとしている。これに対し、民団の方も、先程朴先生が「単なるものとり闘争ではいけない。民族的主体性を闘いの中で勝ちとるものでなければならない」と言われたが、それが落ちている。

総連の方は、明確にこれとこれをよこせと言っていないが、総連と非常に近い団体である在日朝鮮人の人権を守る会が最近「在日朝鮮人の基本的権利」という本を出した。その社会福祉の項目を見ると、民団の要求と同じだ。しかし、この本の中にも福祉を要求していく内実、即ち主体性に関してはふれられていない。

こうしてみると、民族団体が要求している

ものと、入管側の主張とでは基本的な違いはないという状況が今おきていると言える。しかし、我々がここで注意しなければならないことは、政府の主張の裏にあるものだ。それは、「今のような在留資格は不安定だ。民族差別がある。日本人と在日韓国・朝鮮人とトラブルが起る。そのことは、ひいては韓国との関係、共和国との関係においていろんな問題をおこす。もっと在留を安定させる必要がある。もっと民族差別をなくす必要がある」ということばの中に、在日韓国・朝鮮人を支配し管理するためには必要なんだという剣がひめられているということだ。

司：そういう中で、在日韓国・朝鮮人がどのようにして民族的自覚、民族意識を持ちつづけるべきかという問題がある。李先生。

李：そういうことを皆で話し合うために、こうして集ったわけです（笑）。

私からすっきりした答はない。その問題を考える手がかりとして、同化という思想は一体何かということを述べたい。これは、討議をしていくなかで参考になると思い、私なりに分析してみたものだ。

日本は朝鮮を植民地化し、最初は非常に厳しい力の統治を行った。しかし、3・1独立運動を契機にして、力の統治ではダメなんだということで、天皇の子にしてやるという思恵の発想の「一視同仁」の政策をした。天皇の目から見ると日本人も朝鮮人も同じだという皇民化（同化）運動が植民地時代に起った。ところが現実において、皇民化の内実というのは、実質的には第二級の国民にして、日本に従属させていくというものでしかなかった。そこにおいては人間的な主体はいっさい考慮に入れられていない。現在、そういう政策によって歪められたものから我々一世を含め、二世三世も脱却していない。そのことからどういふことが起るのかということを、私達の地元の一人のオモエの作文を紹介する中で見てみたい。

「私が韓国人として生きていくことを真剣に考えるようになったのは、つい3年程前のことです。それまでは日本の学校を出て、日

本人の中でばかり働いてきたせい、籍が韓国というだけで、実際の生き方考え方すべてが同化されていました。出来ることなら日本人になりたい、日本人として生活していきたいという気持ちが強く、交際している友人も韓国人・朝鮮人は全くと言っていいほどなく、別に同胞の友人を欲しいとも思いませんでした。自分のまわりにいる朝鮮人を、ただ今までの私だけの偏見でしか見ることが出来ず、日本人に生んでくれなかった親をうらんだこともたびたびありました。

3年前、朴君の裁判の判決文を読みました。私はその時を契機に、私たちは黙ってはいけなく、人間として生きる権利や義務に真剣に目ざめなければいけないと確信しました。」

このオモニは、一つの運動の中で、先程私が言ったような「意識化」の過程をふまえて、自分が一生懸命民族的資質をとりもどし、歴史を学び、そして子供を本名で小学校に送るようになった。そこで初めて人間らしい目ざめ、誇りが生まれてきた。それは結局、自分をとりしきっていた他人の価値体系に対するものすごい闘いを通して初めて可能であった。「今まで私が持っていた偏見でもって同胞を見ていた」という言葉の意味するところは、日本人の目で自分を含め同胞を見ていて、それはたえず自分にとってはマイナスのものでしかなかったということだ。

司会者から出された在日韓国・朝鮮人の将来の展望について。

坂中論文で指摘されている方向性、あるいは雑誌「世界」に載った幼方氏の言う「異民族的市民」という概念を日本の社会に導入すべきだという主張は、両方とも在日韓国・朝鮮人の将来に対して日本人サイドから出されてきたものだ。私は、日本人の側から早々とこういうものが出てくることに寂然としないうものを感じる。何故なら、先程紹介したオモニが人間として目ざめる前の段階が圧倒的に同胞の現実だからだ。そういう同胞が、きちっとした人間的主体に目ざめないまま、いかに我々の前に一つの将来を提示されたとし

ても、それは本当に人間を人間にするだろうかという疑問を持っている。だから、私は、同化という他人が決めてくれた価値体系でしか生きられなくなった思想をえぐり出して、それと闘って自己を形成していくという具体的な営みを経た上で、同胞が結集し自らの方向を決めていくべきだと思う。

最近大阪の学校の先生の間で、支配者の価値意識のおしつけの同化でなく、社会的適応という言葉で在日韓国・朝鮮人の将来を積極的に受けとめるべきだという発言があって、先生方間でずいぶん激論の対象になっていると聞いているが、当事者が自分たちの将来を受けとめていけることが問題であって、行政差別と闘い場であれ、教育の場であれ地域の同胞、日本人の意識の変革をやっていく闘いを欠落させたままでこういう方向性が出てくることは、たとえ善意であれ、日本人がかって朝鮮人を見つめていた思恵の発想に直結しやしないかという恐れを持っている。

佐：在日韓国・朝鮮人の内実がどういふふうにあるのが正しいのかということは、少なくとも私の中に答はない。うちの研究所の中にも持っていない。それを言う前に現実はどうなっているかということ私達は十分に把握する必要がある。現実を充分把握しないでいろんな論議をやることは、観念的になったり、現実と著しく異なることになる。そういう意味で、自分のある種の結論で現実を見るのではなく、在日韓国・朝鮮人の意識の多様化をリアルに見た上で何をどうするか考えなければならぬ。

今言えることは、何といっても民族差別をしているのは日本社会だから、又、日本人だから、我々の側の主体にひきつけて言うなら、あらゆる民族差別をなくすことに全力をあげること。そのことによって在日韓国・朝鮮人が、自分が正しいと思うことの選択の幅が広がる。そうなることに全力をあげねばならない。韓国人との関係でいえばそうなると思う。そのことは、今の日本の民主主義とか、労働運動のありようどう関わってくるのかということは別個にある。そのへんは分科会な

どで議論したい。

司：在日同胞に対する差別をなくしていくことと、民族的自覚をもつことについて李先生から話があったがつきつめると、同胞の横のつながりをいかに広げていくかという問題になる。日本人に対してだけ「差別をなくせ」というだけでは個々の同胞はどうなるかという問題が残る。

この点について朴先生は、兵庫民闘連の結成集会でも、「在日同胞の問題を在日同胞が共有し、共に考えていくことが統一への道だ」と指摘された。今までの話との関連で述べて欲しい。

朴：私たち韓国人側にとって大事な問題だと思う。

当初、民闘連運動は主に朴君を囲む会が中心になって始まったが、今日に至っては日本人も韓国人もいろんなグループが関わるようになった。これらのグループは、それぞれの場でそれぞれの目的でバラバラに運動をやっていたが、行政闘争を通じて連携するようになったことは、単に運動のパンチ力を高めるということだけでなく、在日同胞二世の共通の広場を作ったという点でも意義があった。その場の中で、やはり「朝鮮」、「韓国」という称号で象徴される、同胞間の分裂が問題になった。非常に未熟な話だったが、永住権を持っている人にだけ児童手当をよこせという発想が末端にあった時期もあった。しかし、それらが克服されてあらゆる差別をなくせというところまで今日来ている。

それは、やはり冒頭の話にもあったように、在日同胞は今まで本国の政治情勢、本国の矛盾に敏感に対応していた（運動体にも、個人の思考の中にも）のが、民族差別との闘いを通して、在日同胞の権益問題を本国サイドのイニシアティブでなく、自からの手で勝ちとっていったことに起因していると言える。

そういうところからどういうものが生まれただかと言えば、やはり本国の「7・4」がこの運動の中にも目に見えないところで反映していったということだ。「7・4」の成功、不成功は別としても、在日同胞の中からこの

運動は在日同胞の「7・4」ではないかと言われるようになった。朝鮮籍も韓国籍も差別しあわず、一つになって在日同胞に対する差別を日本社会からなくしていくことをお互いの立場と所属をのりこえて運動を組み出したということが、この運動の収穫だと思う。

司：最後にどうしても触れたい点を特に各々の運動の主体的な関わりというところから述べて下さい。

李：先程、紹介しようとして言い落したことがあるので。

同化と闘うということがどれだけ厳しいかということの一つのエピソードを紹介したい。最近のことで、我々の地域で一番最初に目ざめたオモニの家庭でおこったことです。この家庭は子供たちをたええ日本の小学校であっても本名を名のり民族的自覚を持っていかせていた。また、学校教育の場に出かけていってはそのへんのことをきちっとさせているという非常に「意識化」された家庭です。

ある日子供が外から帰ってきて、母親に「今日こういうことがあった」と報告した。その子は小学校6年生の子ですが、道でお金を拾った。そのお金を交番にとどけに行った。そこで当然交番でおまわりさんが名前を書きとることになる。ところがその段階で、この子は自分の本名を名のって生きられる子だが、とっさに日本名という亡霊がこの子をとらえて、日本名を名のってしまった。お金を拾ってとどけるといいことだが、おそらく自分が韓国人であるという誇りをもって生きていくことを理解し、励まし受けとめてくれないに違いないととっさにこの子は判断した。警察とはある意味で支配の権力を代表するものだが、その場で日本名を使ってしまった。そして、そのことが痛みとなってオモニにうちあげたわけだ。するとオモニは厳しく子供をたしなめ、「自分がいいことをするのに何故正々堂々と生きられないのか」と子供を叱った。その子は、そこで泣いて、オモニにわびて今後そういう生き方はしないと母子の会話は終わった。ところがオモ

＝は、体が弱いものだから、このことがあってから自分の布団にもぐりこんで、布団をかぶって泣いて慟哭してしまった。これが我々を取りまいている状況の厳しさだ。

人間が主体をもって生きていこうとすることは、このような苦しみを貫いて、はじめてそこで人間としての誇りが出てくる。こういうような民族が受けている苦難を喜んで受けとめられる人間として我々が形成されるかどうかというところに今後の課題がある。このエピソードを通して「同化」思想と闘うということが、どれだけ厳しいものであるかということをもう一度踏まえたいと思う。

佐：民闘連は日本人と在日韓国・朝鮮人がいっしょになって民族差別と闘うという大原則がある。総連にしても民団にしても、今の民闘連のような形でいっしょになって民族差別をした企業に抗議にいくとか、教育問題をいっしょになって考えていくということはない。私は、それはそれなりに一定の有効性があると思うが、同時に非常に大きな限界性をもっていると思う。

よく日本人の朝鮮人観を変革すると言われるが、私は本をいくら読んでも変わらないと思う。やはり、いっしょになって行動する中で日本人も変わっていくし、韓国人側も変わる必要があれば変わらなければならない。

今川崎で日本人の青年と韓国人の青年がいっしょになって学園で教えている。これは双方にとってうとうしいことであり、しんどいことだと思う。おそらく韓国人側からすれば、こんな訳のわからない日本人とどうしていっしょにやらなきゃいかんのかと思うことがあると思うし、日本人の側からすればこんな一生懸命やっているのに何故つきからつきと文句言われるのかと思うことがあると思う。私はそのいらだちというのは、実は双方の闘いなんだろう、自分自身との闘いなんだろうと思う。そういうプロセスを経ることが変わっていくという一番の近道であり、有効な手段だと思う。

そういった点から、今民団がやっている行政闘争というものを率直に批判させてもらう。

それは、圧倒的な部分は独自でやっていて、日本人とはほとんどやっていない。だから、行政と闘っている韓国人という関係になっている。しかし問題は、悪いのは行政だけではないということだ。あのような行政を許している圧倒的な日本人の存在があるから、あの人たちの存在がある。日本政府なり行政を変えていくには、それを支えている日本人の意識が質的に変わらない限り永遠に問題解決はないと思う。

そういった意味で、民闘連は、多くの在日韓国・朝鮮人と日本人の双方の解放という視点で、その闘いをねばり強く、そして末長くやっていかねばならないと考えている。

朴：時間がないので一言だけ言わせてもらう。坂中論文のことがこの話し合いで出てきたが、我々在日韓国・朝鮮人が坂中論文ののりこえとすれば、やはり我々が運動を通して民族性の内実を高めることにつけると思う。

司：どうもありがとうございました。



ミニ情報

■行政差別撤廃闘争

〔東大阪市〕

東大阪市に住む文瑛鶴（ムン・ブンハク）翁ら4人の同胞老人は、去る10月4日、市に対して敬老金を支給するよう求める陳情書を提出した。

大阪府下では27市町村が同胞老人（77歳以上）にも敬老金を支給しているが、東大阪市など12市町村は財政難などを除外している。東大阪市では、77歳から83歳までの老人に月額3千円、84歳から87歳までの老人に月額4千円、88歳以上の老人には月額6千円の敬老金を支給している。

この日、市側からは四方隆次市長公室次長が出席し、①今月中に文書で回答する②市内の韓国人老人数を明らかにする、旨確約した。

■司法修習生採用問題

10月8日、今年の司法試験合格者が法務省の司法試験管理委員会から発表されたが、合格者の中に2人の韓国籍青年が含まれていた。

合格したのは、早大卒の韓大地（ハン・テジ・29才）さんと東大4年の高博一（コ・バギル・27才）さん。

金敬得氏のケースをきっかけに、外国人の司法修習生採用問題に関して、最高裁が部分的な門戸開放の姿勢を打ち出したが、この2人の司法試験合格によって、すべての在日外国人に司法修習生の門戸の開放を要求する運動に、一層拍車がかかるとされる。

なお、今年の司法試験に受験した在日外国人は、4人の韓国籍の人たちだけだった。

■電電公社就職差別問題

日本電信電話公社が在日韓国・朝鮮人にも

門戸を開放することになったと9月14日付朝日新聞に報道されていたが、さる10月2日、兵庫県西宮市の在日同胞・高昌重（コ・チャンジュン・19才）さんが受験した。高さんは西宮市立西高（定時制）の卒業生で、昨年電電公社に願書を提出した際、受け付を拒否された人。

高さんは、電電公社が在日同胞に対する門戸開放を決めた際「門戸開放は来年度からで、過去にはさかのぼらない」としている点と、それでいて西宮西校等の追求によって、今回中途採用試験というかたちで受験させることになったという電電公社側の便宜的なやり方に不満を覚え、受験しないつもりでいたが、「後輩に道を開くためにも」と受験することになった。

■趙兼之氏裁判

逗子市に住む在日朝鮮人身障者の趙兼え（チョ・キョムジ）さんは、「交通取り締りの警察官が乱暴を働き、民族差別的暴言をはいた」として、横浜地方裁判所に訴えていたが、さる10月17日、同地裁第三民事部は、原告側の請求を棄却する判決を言い渡した。

この判決に対し、趙さんと趙さんを支援してきた湘南三浦・民族差別を考える会は、「事実誤認に基づく不当判決だ。つじつま合わせの県警側の証言を尊重して、こちらの訴えを全く採り入れてない。即刻控訴する。」と言っている。

■えん罪“丸正事件”問題

10月9日付朝日新聞朝刊によると、丸正事件の李得賢（イ・ドクヒョン）、鈴木一男両元被告のえん罪を証明する新目撃者があらわれた。

この人は当時トラック運転手だった三橋豪康さんで、事件が起ったとされている時間に故障して黒煙をあげている李さんらの大トラックを見たと言っている。三橋さんは、李さんらに、車の故障を教えようと自分の車で後を追いかけたと言っており、李さんらが自分で気付いて停車した場所も覚えていた。こ

の場所は当時はパチンコ店で今では飲食店になっているのにもかかわらず、三橋さんは明示することができた。また、その夜の天候が雨だったことを覚えていて、きわめて信ぴょう性は高い。

この丸正事件の裁判過程では、裁判所側は李さんと鈴木さんの証言の中でこの時の停車位置のくい違いがあることを理由に、そのいう事実はなく、その時間は犯行に使った時間だとして有罪を言い渡していた。

7月15日付朝日新聞夕刊にも、この事件の唯一の有力な目撃証言だとされていたタクシー運転手の証言が捜査当局のデッチ上げだったことが記されており、今回の新目撃者の出現によって、えん罪の可能性はきわめて高くなった。

この事件の二審以来弁護にあたった鈴木忠五弁護士は「そもそも、起きて土間まで来た女主人に声もたてさせず、2階の家人にも気づかれずに2人で絞殺し、金を奪う事は裁判所の言う7分間ではとてもできない。まして、今回の証言によって李さんらの犯行とするには、あまりにも非現実的となった」と言っており、再審請求の有力な証拠になることは間違いない。

■福井工業大学入学差別事件

今春、韓国籍であることを唯一の理由として、試験に合格した在日韓国人の入学を拒否した福井工業大学（金井学園・金井兼造理事長）は、各方面からの非難をよんでいたが、現在に至っても、その民族差別体質を改めようとしていない。

同校の金井理事長は、福井日韓親善協会の顧問をしており、さる9月9日の同協会理事会にこの問題を説明するために出席し、「同協会の推せんがあれば、在日韓国人学生の入学を認める」と発言した。

このことに対し、在日同胞、日教組、県教組は、「新たな差別をうむことになるし、朝鮮民族の分断を差別にもちこもうとしている」と批判している。

■息子の死は自殺じやない!!

「息子の死因を調べ直して」——岐阜県高山市に住む在日同胞朴相太（バク・サンテ）さん夫婦は、さる10月14日、3年前に自殺として処理された長男の成根（ソクグン）君の死因の捜査依頼を岐阜県警、高山警察に出した。

10月25日付朝鮮時報によると、成根君の死因に関する不審な点は次のとおり。①遺体発見の端緒になったのは、当時成根君と交際していた日本人女性A子さんが友人に「朴君は松本さん方の工事現場でダイナマイトで死んでいる気がする」と泣ながらにいったことからであること。②警察は成根君の死因はダイナマイト自殺としているが、1.8メートルもある導線に補助導線がつけられており、自殺ならその必要はないこと。③死亡した朴君の右顔面、左腕にピンポン玉大の内出血があり、自殺するのであれば、自らこのような打撲傷をつける必要はないこと。④ダイナマイトの発破器の位置がおかしく、右利きの成根君が左利きで操作したことになること。⑤県職員であるA子さんの兄が友人に「松本（成根君の通名）がくどくどと言えば今までの仕事のやり直しをさせて、仕事をまわさないこともできるし、人に頼んでダイナマイトで家をふっとばすこともできる」とのべているなど不審な点が多いこと。⑥成根君の遺書に“朝鮮人に生んだこと”をうらむ旨がかれているというが、成根君は朝鮮人の誇りをもっており、朝鮮青年同盟の活動にも参加していること、となっている。

朴相太さん夫婦は、「朝鮮人だから死因の解明がおろそかにされた」と言っている。

しかし、この事件には、もっと根深い問題がありそうだ。

●連続セミナー

在日韓国・朝鮮人の 民族教育の歴史と現実

実践編 1.

大阪における 民族学級の実践

杉 谷 依 子
(大阪市外国人子弟
教育研究協議会)

教師になって22年になります。教師になりたての頃は勤評闘争がはじまっていた。最初は権利擁護の闘い、反封建闘争といった組合運動に関わっていたが、生徒の非行が増加し低学力が問題になり、それをいかに克服するかという学習集団づくりを7年間やってきました。しかし、そこでは朝鮮人教育の問題、朝鮮人の子供のおかれていた状況は見えていなかった。そして、朝鮮人を日本人と同じように扱うのが日本の公教育ではいいことだと考えていた。

今は、それでは日本人も朝鮮人もダメになるんだということがわかってきた、同化という問題がわかってきたという状態です。

■大阪の公教育における民族教育の芽生え

1949年までは、在日朝鮮人児童生徒の多くは民族学校で学んでいた。ところが、1948年、GHQと日本政府によって民族学校が弾圧され(阪神教育事件)強権によって閉鎖に追いこまれた。これを契機に在日朝鮮

人児童生徒は、大阪府下の公立学校に就学せざるをえなくなり、その数は急速に増加した。その過程で生まれたのが市立西今里中だった。

西今里中の生徒は在日朝鮮人のみだった。これは、行政側は民族学校を閉鎖し、行き場をなくした子供を公立学校に入れようとしたが、日本人PTAの朝鮮人迷惑論と、当事者の父母が一枚に集めようとしたためだった。当事者の要望で少数の朝鮮人講師をおいたが、校長以下大部分は日本人教師であった。また、府下32校に36名の民族講師を採用したが、一時しのぎの対策にすぎなかった。

このようにして、戦後の大阪での日本人教師と在日朝鮮人児童生徒の出会いが始った。しかし、西今里中での日本人教師と朝鮮人講師の、子供の教育をめぐるぶつかりあいは、民族差別がいかに朝鮮人生徒の生活と人間性を破壊しているかという現実日本人教師の目を開かせ、他校の日本人教師にも教育のあり方を真剣に考えさせるようになった。この頃の教育実践の記録は飯田正氏(市立相生中学校長)の「ある日本人教師の在日朝鮮人教育とのかかわり」(朝鮮研究39~160号のうち9冊)にくわしい。しかし、公立学校における在日朝鮮人児童生徒の教育をめぐる運動は、教育行政の同化教育施策と教師を含む日本社会の民族差別に加えて、日本人の学校で外国人を教育するという本質的にむずかしい事柄が重って、とりくみは出発当初から困難をきわめた。

しかし、少数の心ある日本人教師によって民族学校の教師や父母たちと協力しながら、生野区東成区のいくつかの小・中学校で在日

朝鮮人子弟の教育のあり方が模索され、大阪市教職員組合や日教組教研「人権と民族」分科会にも集約されていった。

しかし、1958年から始った朝鮮民主主義人民共和国への帰国運動を契機に当事者から自主化の要求が起り、行政も朝鮮人教育の難しさや維持経費等で困惑していたため、市立西今里中は廃校、朝鮮人自身の自主経営に移管された。この結果、日本の公立学校に在学する朝鮮人児童生徒の教育実践はその中核を失った。

他方、61年以後「日韓会談」が急速に進展するなかで、日教組も教育実践より政治論議が大きな位置を占めるようになった。そして、安易に「民族学校の門までへ」という総連の要望をうけいれていった。

このようにして、1971年に至る9年間大阪市内での公教育での在日朝鮮人児童生徒を視点にすえた教育実践は空白に近い状況をつくり出した。

■大阪における朝鮮人教育実践の大状況

日本の学校に在籍する朝鮮人児童生徒を考える会（略称、考える会）が大阪における朝鮮人教育の運動、シンポジウム、カンパニヤを中心的にやっている。考える会の発足の契機は（1971、9発足）校長会差別文書糾弾からであった。差別文書の内容は、朝鮮人の子は行儀が悪い、貧乏だ、とかいった朝鮮人の問題をとりあげたもので、教師として教育として取りあげるといことではまったくなかった。それは、それまでの大阪の教師の朝鮮人に対する見方そのものが表われたものであったと思う。

差別文書をめぐって論議がおきてきた背景には部落解放運動の実践があった。部落解放運動がおきてきて、差別越境入学反対闘争、矢田教育差別事件がおき、全生徒に解放教育読本「にんげん」が無償配布された。それを読み非常なショックを受けた。つまり、低学力の克服ということで一生懸命やっていたが、それは何のためにやっていたのかといえ、より多く公立学校へ入れるという社会の価値

観にまきこまれていたところでやっていたわけで、本当の意味で人間尊重とか、子供がどう生きていったらいいのか、人権尊重の精神が基盤にすわっていなかったのではない、という反省を持った。

1972年、長橋小学校の民族学級のとりくみが出現した。民族学級の設立要求を市教委に突きつけたことをきっかけにして、市教委が学校教育指針に「外国人子弟教育にとりくむ必要」というものを出した。

大阪における民族教育というのは、長橋小、矢田南、東淀川での小中ぐるみの取りくみがある。それらの3ヶ所では部落を含む学校で学校ぐるみの朝鮮人教育のとりくみである。本名を名のる運動を展開している西成地区、矢田、東淀川では学校ぐるみでのとりくみとして承認され、長橋は予算がゼロであるが、矢田、東淀川は同和教育の予算内ではあるが100数拾万円を獲得している。

■民族学級の三つのタイプ

西今里中は、阪神教育事件のあと民族学校がつぶされて行く時に、民族学校を守ろうとする朝鮮人の闘いのなかで市立今里中学がつくれ、自主会の力で自主移管されていった。その時に民族講師が朝鮮人多住地区に配置された。それらの先生方がやっているのが民族学級である。そしてもう一つゲリラ的に個人的にとりくんでいる民族学級があり、以上の三つが民族学級のタイプである。

■考える会の実践

考える会の合い言葉として、基本は自分の学校現場できっちり取りくみ、それらの場での取りくみを持ち寄って交換し、又もどすという位置付けをしている。カンパニヤ活動もあるが、中心はそれぞれの現場のとりくみにあるとしている。

又、差別問題がおきた時には糾弾闘争も組んでいる。例えば、朝日放送TVで、韓国で日本語が通じないことが非常に不思議なような言い方をしたことがあった。それに対する話し合いを通し、朝日放送TVで「ふたつの

名前で生きる子ら」という大阪の実情を映したものを放映させた。他に、中川幼稚園入園差別、PTA協議会の請願の問題性、大手前女子短期大学入学差別、日本育英会の奨学金闘争、大阪府育英会、市営住宅入居資格、朴君の日立裁判闘争との連帯、深江小学校長の差別発言問題、あるいは現在とりくんでいる民族学校卒業者に準看の受験資格を与えないという府に対する話し合いがある。又、生徒が強制送還されそうな状況がいっぱいあり、中でも大きい問題として韓さんの問題がある。以上、さまざまな問題に取りくんで来た。

■再生市外教の発足と役割

考える会は、かつての朝鮮人対策をはなれ合うものとしての大阪市外国人子弟教育研究協議会（市外協）の体質改善にのり出し、1973年に再生市外教が発足した。この再生市外教で何を教えるのかというと、日本の子供に朝鮮を正しく教え、差別、偏見を打ち破っていく子供をつくる。朝鮮人を外国人として正しく接する、そのことが日本人にとっても大切であるということである。つまり、日本人の子供をどう教えるかがひとつの柱であり、もうひとつは、教室でひとりて苦しんでいる朝鮮人の子供を1ヶ所に集め、民族クラブとか、チョソン友の会、ムクゲの会という名前を付け、朝鮮人としての自覚と誇りを持って生きていける場の保障をしている。その時必ず民族講師が必要なわけで、その要請等もやっている。

市教委との交渉は、糾弾というはなやかなものではなく、例えば創氏改名とは何かとか、日韓併合とは何かとかといった、日本人教師のなかにないものを勉強するという事を2～3年かかってやって来るなかで、最近ある程度話し合いが持てるようになり、毎月1回の話し合いを継続している。

校長会とも話し合いをやっているが、せめて校長は邪魔をしない位の存在であって欲しいと思います。（笑）。

民族学校や民族講師との交流も考え行っている。大阪には、建国（中立）、金剛（韓国）、

そして総連系の自主学校であり、これら合わせて市内で14の民族学校がある。そして、そこと進学説明会、交流会などを持っている。最近はまだ少し突込んで教育内容の点でも話し合えるような雰囲気になってきた。

■私の経験

子供の非行、低学力の克服ということの取りくみをやっている中で、教育というものを個人の発達を保障するものではないかと考えた。子供がまっすぐのびて行くことを保障し、援助することが教育ではないかと考えた。ヤル気をおこした子供は、卒業してもどんどん勉強していく、これを私達は生涯教育として考えたいと思う。そうした時、朝鮮人の子供の発達保障は何かが見えてきた。又、障害児の発達保障とは何か、部落の子供の発達保障とは何か、というようにとにかく教室にいるいろいろな子供の阻害要因を認識して発達保障をしていくということを考えたく思う。

従来の日本の教育はタテ型集団主義、西欧はヨコ型個人主義といわれている。私達がやらなければならないのは、ヨコ型集団主義である。どういふのかと言うと、個がつぶされる集団主義ではない総意の集団主義、異った行動様式を認めあう集団というようなことを考えている。朝鮮人生徒の場合にそれがどう生かされるのかという朝鮮人が通名で生かされてきた場合、素直に生かされるかどうかという問題がある。非常に不自然に日本人のふりをして生きている。日本人の子も知らんふりをする。それでは真の友情も生まれない。

■東淀川での実践

私が東淀川に来た時は朝鮮人という言葉が非常に言いにくかった。朝鮮のことを話すと絶対に目を合わさない子がいることを知り、朝鮮人教育の実践のむづかしさを知った。その中で一年間朝鮮の事を話し続け、家庭訪問をくり返すなかでようやくコンタクトがとれるようになってきた。職員会議でも朝鮮のことを語り続けて来た。その時の反応で「この学校は第三国人の方が多くてこまっちゃうん

ですよ」と大きな声で言う。又、「日本人だって苦勞するんだから朝鮮人だって苦勞してもしようがない」あるいは、「チョン公か、チョン公は関係ないのんや」といった反応であった。

一年間朝鮮を語り続け、映画の上映、教材、指導要録に記入する母国語読み等の実践の結果、少なくとも朝鮮人として意識しておこうということになったと思う。

■李殷直先生の話し

日本人教師が朝鮮人子弟を教える限界性を感じ、李殷直先生を呼んで生徒の前で話してもらうことになった。呼ぶに際してものすごく問題となった。「教師でない人が生徒の前に立ったら大変ヤ」とか「朝鮮人の子が決起して糾弾に来たらエライコッチャ」（爆笑）とか、「教職免許のない方が生徒の前に立つのはいかがかと思われる」とか、議論百出であった。結局、進路保障の一選として奨学金の話しをしてもらうことで実行された。

子供たちは「私はリ・ウンジクである」といったらビックリギョウテンするといった反応であった。そして話の最後に朝鮮人の子を残してみると14人いた。そこでクラブを結成しようと呼びかけたが、残ったのはたった1人であった。

火をつける事は簡単であるがいかに持続するのかがむづかしい。

こうした実践をするうち、朝鮮人の子供は差別をキッチリ受けとめるが、日本人の子供の場合は、1年生は素直に問題を受けとめるが、2年3年になると屈折した受けとめ方をする。朝鮮人の子にいじめられたといった現象的な影響が及ぶものと思われる。

4年目の実践に入り、ようやく実践が定着した形となって来たが、私が市外教の専従で出たとたん職員会で、「学校的に朝鮮問題を考えなোস」といって、朝鮮人講師を呼んで話を聞くということもなくなってしまった。

■朝鮮人クラブの結成

3年目の実践を模索する中で朝鮮人クラブ

をつくりましたが、クラブに来る子は低学力の何も失うもののない子でした。成績のよい子は来ませんでした。低学力の子供10何人かを集めて、ハングル、歴史を教えたりした。しかし、放課後のクラブ活動は子供もしんどく、教える方も3ヶ月ぐらいいかにこなせるが教え方に行きづまってくる。しかし、朝鮮人の講師を呼んだりたのんだりすると子供はその時間を楽しみとし、先生、生徒ともにイキイキして来る。李殷直先生のときもそうでしたが、「カッコいい朝鮮人見たの、俺はじめてや」という素朴な喜びの反応があった。そこで考えさせられたのは、遊べるくふう、授業にひきつけるくふうが必要になって来るということである。

淡路中、矢田南中ではクラブによって週3回、補充授業を持ち日本国と英数を教え、民族学級でクゴ（朝鮮語）、歴史をやるというような取りくみをしている。

■同胞の子の集団づくり

朝鮮人教育は3回～4回の研修会を持てばどの教師もできる。しかし、いくらやってもやらない先生は永久にやらない。執着することが大切である。

日本人生徒の解放にとって朝鮮を正しく教える、これが最初である。朝鮮人生徒がバラバラにいたらズタズタにされる。したがって一堂に集めることが必要である。

常に朝鮮にとってこれは何かということを考える。卒業式に本名で卒業しないかと説いて見る。もし通名で卒業しても証書には本名で書く。こうした事は、いつか何らかの形で、自殺しようと思ったときに、絶望したときに、相談できる先生があのときたいんやなあ、李殷直先生が奨学会にいたっけなあ、と思い出してくれたらという願いをこめてやったわけです。

日本人の価値観のパターンにのみこまれた時は、根っこになる民族の集りがないと同化されてしまうと思う。

（8頁の下段の囲みに続く。）

資 料 案 内

(R A I K 取 扱 い)

☆ R A I K 発 行 資 料

- 就職差別問題資料一糾弾!! 労働省・労務行政研究所 №7 200円
- ⑥資料集「外国人子弟の教育についての諸問題」 300円
- THE KOREAN MINORITY IN JAPAN: THEIR PROBLEMS 600円
- 民闘連ニュース 1号～25号(民闘連刊) 各150円
- 第二回民闘連全国交流集会資料集(民闘連刊) 500円
- 第三回民闘連全国交流集会資料集(#) 1,000円

☆ 日 立 闘 争 関 係 資 料

- 在日朝鮮人に対する同化教育についての考察——解放後における大阪を中心に——
朴君を囲む会刊(資料集№2) 300円
- 証言集1 佐藤勝己 " (# №3) 200円
- 証言集3 梶村秀樹 " (# №4) 150円
- 証言集4 李 殷 直 " (# №5) 150円
- 朴鐘碩・就職差別裁判三年間の地平 " 400円
- 日立就業差別裁判・判決全文 " 100円

☆ 各 運 動 体 そ の 他 の 発 行 資 料

- 「マイノリティー問題と宣教戦略」会議報告 在日大韓基督教会総合刊 100円
- ㄱ가(コゲ)第1集～第4集 在日大韓基督教婦人会全国連合会刊 各300円
- 燈台 第29～第33号 在日大韓基督教青年会全国協議会刊 各500円
- 地域運動の手引き " " 500円
- 日韓両国間の正義と平和のために 日韓キリスト者連絡協議会刊 200円
- 韓国通信 韓国問題キリスト者緊急会議刊 150円
- DOCUMENTS ON THE STRUGGLE FOR DEMOCRACY IN KOREA 2,000円
- 韓国民主化闘争資料集 1973-1976 韓国問題キリスト者緊急会議刊 1,600円
- 在日韓国・朝鮮人を理解するために 日本キリスト教団日韓連帯特別委員会 200円
- アジアの人権 1号～5号 アジア人権センター刊 各400円
- ヒロシマを持って帰りたい 韓国の原爆被害者を救援する市民の会刊 300円
- 在日朝鮮人の日本渡航史 400円
- 申京煥君の強制送還を許すな! №1～2 申君を支える会刊 300円
- 自分の意志で堂々と帰りたい 資料集№3 " 150円
- 申京煥君裁判資料 " 400円
- 申京煥君を支える会全国ニュース " 各100円
- 申京煥裁判 証言集・第1集 申京煥を支える会刊 600円
- " " 第2集 " 400円
- 在日朝鮮人問題連続講座・講演録 申京煥君を支える会刊 300円
- むくげ通信・合本 1976年版 №34～№39 むくげの会刊 600円
- 申京煥退去強制事件 鑑定書(高野雄一)申京煥を支える会刊 200円
- 強制送還阻止! —— 韓さん一家支援のために 韓さん一家を守る会刊 300円

・入管と縁を切りたい！ №1～2	金鐘申さんの裁判をすすめる会刊	300円
・現代版創氏名を許すな！	人格権訴訟を支える会刊	500円
・在日朝鮮人金敬得氏の司法修習問題	金敬得君を支援する会刊	300円
・金敬得問題資料 司法修習生＝弁護士と国籍		2,500円
・きつつきの群れ —— 京都韓国学園建設問題に関する資料集 ——		
	京都在日外国人の民族教育を守る会刊	500円
・京都韓国学園建設促進！ 7・20 集会報告書	京都韓国学園建設促進連絡会議刊	300円
・京都韓国学園問題	京都韓国学園建設促進青年協議会刊	200円
・川崎における地域運動 —— 民族運動としての地域活動をめざして —— 資料№1, №2		
	川崎・在日同胞の人権を守る会刊	各300円
・行政差別撤廃運動 —— 尼崎市闘争記録集 ——	民族差別と闘う兵庫連絡協議会刊	300円
・韓国留学生運動史 —— 「早稲田大学 同窓会七〇年史」 ——		2,500円
・在日朝鮮人処遇の推移と現状	湖北社刊	2,200円
・朝鮮解放運動史（1919年～1953年）	〃	2,600円
・朝鮮における日本人の活動に関する調査	〃	2,200円
・在日朝鮮人の諸問題	佐藤勝巳著 同成社	1,500円
・在日朝鮮人 —— その差別と処遇の実態 ——	佐藤勝巳著 〃	2,300円
・日本人教師にとわれているもの	在日朝鮮人生徒の教育を考える会刊	400円
・在日日本人と在日朝鮮人	東京大学法学部・大沼ゼミナール（1976）	750円
・定住外国人と国公立大学	在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会編	500円
・「なにが問題なのか」 差別白書第一集	民国中央本部・民生局	300円
・行政差別撤廃運動 講演資料集	〃	500円

☆日本の学校に在籍する朝鮮人児童生徒の教育を考える会 発行資料

・우리말を返せ！の要求に応じて		400円
・本名と教育	資料集№1	300円
・在日朝鮮人教育の原点を探る 改訂版	〃 №2	300円
・なぜこんなに朝鮮人が日本に住んでいるのだろうか 改訂版	〃 №3	300円
・なぜ日本の学校に多くの朝鮮の子どもが学ぶことになったのか		
—— 民族学校閉鎖と再建への動きの歴史 ——	〃 №4	300円
・なぜ「本名を呼び、名のる」とりくみをやらなければならないか	〃 №5	300円
・今日の朝鮮民族差別 —— 深江小学校吉田校長の差別思想を斬る ——	〃 №6	300円
・関東大震災と朝鮮人虐殺 改訂版	〃 №7	300円
・歴史教科書にあらわれた朝鮮	〃 №8	200円
・在日朝鮮人の法的地位 —— 「韓さん一家」の問題を考えるにあたって ——	〃 №9	200円
・矢田チヨソン友の会 “強制連行” の地へゆく	〃 №10	300円

☆大阪市外国人教育研究協議会 編集・発行資料

・関東大震災と朝鮮人虐殺物語		150円
（サラム）民話編1		200円
・ 〃 〃 2		

編 集 後 記

■民闘連全国交流集会に参加した人たちに連帯の意をこめて、参加できなかった在日同胞、日本人の続者の皆様には交流集会の雰囲気や少しでも肌で感じてもらえればという願いをこめて今号送ります。

民闘連全国交流集会特集は今号と次号とにわけて連載します。

■今年度司法試験に二人の同胞青年が合格した。昨年、金敬得氏が韓国籍のまま司法修習生として採用するよう最高裁に求め、それが認められたことによって、今回の二人の青年も韓国人として在日同胞の地位向上を計る弁護士となる可能性が大である。金敬得氏を含め、弁護士をめざす同胞が一致協力して在日同胞に仕えてくれるよう願う。そして我々のようなグラスルーツの運動グループとも理解しあって、共に同胞のために闘いたいと願う。

(K ・ S)

民闘連ニュース 昭和52年10月15日発行(毎月1回15日発行)
第三種郵便物認可

発行日 1977年10月15日

№ 25 号

頒価150円

発行人 李 仁 夏

在日大韓基督教会・在日韓国人問題研究所(RAIK)内
民族差別と闘う連絡協議会

〒160 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-52 TEL. 03-203-7575

民闘連 郵便振替番号 東京 4-30267 PAIK 郵便振替番号 東京 5-30268
